

ヒトパピローマウイルス（HPV）
感染症予防ワクチンの接種希望の方へ

大町市中央保健センター所長

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種について

市では、予防接種を個別接種の方法で実施しております。接種に際しては、裏面の説明・注意事項をよくお読みいただき、予め、かかりつけ医と普段の健康状態や当日の体調の相談、接種による効果や副作用等について十分理解していただいたうえ、接種をお受けください。

記

- 1 対象者 大町市に住所のある下記の年齢の方
 - 公費で接種できる年齢
12歳になる年度初日から16歳になる年度末日までの女子
 - 接種する標準年齢
13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女子
(今年度の対象は「平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれ」の方)

- 2 接種ワクチン ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン
 - 9価ワクチン：シルガード9（接種開始年齢により2～3回接種）

- 3 接種時の持ち物
 - 予診票
接種する際は、左上段にある指定する回数の予診票を使用して接種してください。
なお、**接種当日13歳以上16歳未満の方で「保護者が同伴しない場合」**は、**予診票（保護者の自署）の他に同意書（保護者の自署）が必要**となります（後述【**保護者が同伴しない場合**】をご参照ください）。
※予診票を紛失された場合や、同意書（大町市公式HPから印刷できます）が必要な場合は、中央保健センターまでご相談ください
 - 母子健康手帳
※接種履歴を確認しますので**必ず持参**してください。
※母子健康手帳を紛失された場合は、中央保健センターにご相談ください。
 - マイナ保険証等

- 4 接種費用 定期の予防接種にかかる費用は、全額市が負担します。
(医療機関での窓口負担はありません。)

5 その他

- (1) 大町市に転入された方の場合、お子様の接種履歴が把握できないため、既に接種が済んでいても本通知が發送されることがあります。転入前に1回以上接種している場合には、必ず中央保健センターへご連絡ください。ご連絡なく接種することのないようお願いいたします。
- (2) 接種には、実施医療機関への予約（不要な医療機関もあり）が必要です。下記医療機関以外で予防接種を希望する場合、所定の手続きが必要となりますので中央保健センターにご相談ください。
- (3) 予防接種は体調の良いときに受けてください。

市外局番 0261

令和8年度実施医療機関一覧表

	医療機関	電話番号	予約		医療機関	電話番号	予約	
大町市	市立大町総合病院	22-0415	要	松川村	にしもりクリニック	61-1700	不要	
	いしぞね内科・外科クリニック	23-2555	要		みどりクリニック	62-5225	要	
	遠藤内科医院	22-0031	要		吉村医院	61-5666	要	
	池田町	柿下クリニック	21-1230	要	白馬村	栗田医院	72-2428	要
		菊地クリニック	21-2580	要		しんたにクリニック	75-4177	要
		野村クリニック	85-0085	要		白馬インターナショナルクリニック	85-2264	要
	池田町	太田医院	62-1010	要	小谷村	小谷村国保診療所	82-2044	要
北アルプス医療センターあづみ病院		62-3166	要					
せりざわクリニック		62-3000	要					

○ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明

【ヒトパピローマウイルス感染症の症状】

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

【予防接種の効果と副反応】

ワクチンの中には、いくつかの種類 HPV のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV にかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

また、頻度は不明ですが、重い副反応（重いアレルギー反応：呼吸困難やじんましんなどのアナフィラキシー、ギラン・バレー症候群：手足の力が入りにくいなど、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）：頭痛、嘔吐、意識低下など、免疫性血小板減少症：紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血など）が起こることがあります。

発症頻度	9 価ワクチン（シルガード®9）の主な副反応
50%以上	疼痛※
10～50%未満	腫脹※、紅班※、頭痛
1～10%未満	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感※、発熱、疲労、内出血※、腫瘤※
1%未満	口腔咽頭痛、嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、倦怠感、出血※ 血腫※、熱感※、硬結※、知覚低下※など
頻度不明	感覚鈍麻、失神、四肢痛など

シルガード9 添付文書（第4版）より改編 ※は接種した部位の症状

ワクチン接種後に見られる副反応が疑われる症状については、接種との因果関係を問わず、定期的に専門家が収集し、分析・評価していますが、接種後短期間で回復した症状を含め、HPV ワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人あたり約4人です。このうち、報告した医師や企業が重篤と判断した人は接種1万人あたり約2人です。

※1 2025 年度まで定期接種に用いていた2価または4価ワクチン（サーバリックス®またはガーダシル®）は1万人あたり9人です。

このうち報告した医師や企業が重篤と判断した人は、接種1万人あたり約5人です。

※2 HPV ワクチン接種後に生じた症状として報告があった数（副反応疑い報告制度における報告数）は、企業からの報告では販売開始から、医療機関からの報告では平成22（2010）年11月26日から、令和6（2024）年9月末時点までの報告の合計。

出荷数量より推計した接種者数（サーバリックス®およびガーダシル®は422万人、シルガード®9は177.2万人）を分母として1万人あたりの頻度を算出。

※3 重篤な症状には、入院相当以上の症状などがふくまれています。報告した医師や企業の判断によるため、必ずしも重篤でないものも重篤として報告されることがあります。

【予防接種による健康被害救済制度】

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
※給付申請の必要が生じた場合には、中央保健センターまでご相談ください。

【接種を受けられない方】

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- この予防接種の接種液の成分によって過敏症を呈したことがあることが明らかな方
- その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する方
- 発熱している方
- 重篤な急性疾患にかかっている方

【接種に注意が必要な方】

以下の方は、接種にあたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- けいれんを起こしたことがある方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- HPV ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- 妊婦または妊娠している可能性のある方
- 授乳中の方

【保護者が同伴しない場合】

13歳以上16歳未満のお子様は予防接種を受けさせることを希望する際、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得した上で、予診票及び同意書に保護者自らが署名した場合に、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。

（接種当日には、必ず保護者が署名した予診票と同意書を持参させてください。）

署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

【他のワクチンとの接種間隔】

医師の判断によりますが、原則として HPV ワクチンと他ワクチンとは、互いに片方のワクチンを受けた翌日から接種できます。

【予防接種の接種時期と間隔】

令和8年度からのヒトパピローマウイルス予防ワクチンは、「シルガード9」の1種類のみです。シルガード9については、以下のとおり 15 歳になるまでに受ける場合と、15 歳になってから受ける場合では、接種の回数が異なります。ワクチン自体は、すべての HPV の感染を防ぐものではありませんが、子宮頸がんそのものを予防する効果があるとされています。

● 一般的な接種間隔

9 価ワクチン（シルガード9）

【1 回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合】



※1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上空けます。5か月未満の場合3回目の接種が必要になります。

【1 回目の接種を 15 歳になってから受ける場合】



※2.3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の接種から2か月後と6か月後に接種できない場合、2回目は1回目から1か月以上（※2）、3回目は2回目から3か月以上（※3）空けます。

◎過去に1回又は2回の接種歴がある場合の接種間隔

（2 価又は 4 価 HPV ワクチンを含む）

- 接種を最初からやり直すのではなく、残りの回数分9価ワクチンを接種します。
- 過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、接種する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談したうえで接種してください。

大町市中央保健センター
電話 23-4400
担当：保健予防係